

第 36 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 4 年 2 月 3 日 (木) 午後 2 時 00 分～午後 3 時 05 分
2. 会 場 黒潮町役場大方本庁舎 3 階 中議室
3. 出席委員 **【農業委員】**
1 番 小谷健児、3 番 藤田清子、7 番 金子孝子、8 番 伊芸精一、
9 番 松本昌子、11 番 酒井幸男、12 番 福留康弘、14 番 吉尾好市
【推進委員】
1 番 大石正幸、2 番 弘瀬正彦、3 番 平野幸敏、4 番 宮川建作、
5 番 小橋誠一、6 番 尾崎澄夫、7 番 福井正一
(事務局：事務局長 川村雅志、書記 藤本英)
4. 欠席委員 **【農業委員】** (3 人) 2 番 野坂賢思、4 番 藤原 忍、5 番 濱口佳史、
6 番 山中讓、12 番 福留康弘、13 番 ハジィフ泉、
【推進委員】 (0 人)

5. 議事日程

(1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名

(2) 各議案の審議

議案第 1 号 農地法第 5 条許可申請 (県知事許可) について (1 件)

議案第 2 号 非農地証明願について (3 件)

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

議案第 4 号 高知県農業振興地域整備基本方針の変更について

(3) その他の討議・報告事項について

食育活動について

農業委員・農地利用最適化推進委員の改選について

議 長 それでは、時間もちょっと過ぎたようでございますし、予定の人数もちょっと欠席者が今日は多いですけどそろったようですので、これから 2 月の定例会を始めたいと思います。

テレビ等で大変、オミクロン、コロナの感染がもう全国的に広まっておりまして、当幡多地区でもかなり感染者が出ているようでございますので、一人一人が十分に気を付けて感染をしないようにしていただきたいと思います。

それでは早速議事に入りたいと思います。

今日の欠席者が、野坂委員、藤原委員、濱口委員、山中委員、福留委員、泉委員、

6人欠席ということでございますが、過半数の7人おるということで成立をしております。

それで、今日の議事録署名人を小谷委員と藤田委員にお願いしたいと思います。

それでは、早速議案に入りたいと思います。

議案第1号、農地法第5条許可申請について1件出ております。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお願いします。まず、議案第1号、農地法第5条、転用を目的にした農地の権利移動についてです。番号1番、貸渡人、〇〇〇〇さん。借受人、〇〇〇〇さんです。

申請地としまして、黒潮町熊野浦字久保浦山256番1、田609平米となっております。理由としまして、事業拡張のために、現在の作業場より高台にある申請地を借りて製塩場として利用したいとのことです。2ページからをご覧ください。

まず、航空写真ですけども、佐賀の港のそばにある運動公園からずっと海岸沿いを行って、途中から熊野浦、左に折れて入っていく所です。そちらが今回の申請地として上がってるんですが、こちらの事業所、事務局がこの運動場からずっと沿って走っている海岸線の途中に事務局があります。そちらの「〇〇〇〇」さんという製塩場なんですけども、その事業拡張のためにこちらの申請が上がっているということになります。

続きまして、3ページがゼンリンの地図になっています。

同じく、4ページが航空の拡大写真となっております。すぐその左側を走っているのが、県道となっております。5ページからが公図となっております。

この5ページの部分が、その6ページの中に「別図」という場所があるんですが、その中に含まれております。引き続き7ページも公図になっているんですが、この7ページの部分も、その6ページの「別図」という中の詳細が書かれている公図となっております。8ページは土地利用計画図となっております。

こちらですが、まず土を20cm程度はがして、砕石を敷き詰めるとのことです。中央部分に南北25m、東西7mの濃縮装置が設置されますが、この装置の周囲部分は床面にコンクリートを敷くとのことです。

こちらは先ほども説明しましたが、海のそばに土佐のあまみ屋さんの現在の事業所がありまして、その事業所の下に、ネット式の海水濃縮装置と天日干しのための結晶ハウスがあるとのこと。で、事業拡張のためと津波対策として高台にあり、かつ、事務所からほど近いこの当該地域に濃縮装置を設置したい、ということのようです。

9ページが、同じく排水計画となっております。

排水計画につきまして、雨水は敷地内に自然浸透をさせるものとする。また、普

段は海水が漏れることはありませんが、定期的な装置の清掃の際に海水が出るため希釈用のタンクを3つ設置して、敷地の北側から小川へ排水するというこのようです。続きまして、10ページが現況写真となっております。左側に県道が走っております、そこから敷地内には進入できるようになっております。

こちらの資金計画なんですけども、〇〇〇〇となっております。

近隣にある農地については、この海水が影響することはないということで、報告が上がっています。その海水についても、その希釈用のタンクで真水に換えるということのようです。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局の方より説明がありました、担当委員さんの方で補足説明があればお願いします。

〇〇委員 〇〇委員が欠席なので、僕の方で。

この場所ですが、もう1年ぐらい前になるか、1年ぐらい前に何条かで申請がここは上がっていた所ですが、僕は狩猟のパトロールにここらをしょっちゅう回るのですが、なかなかできないので。何か申請が上がっていた割にはできないと思っていたのですが、またこれ今度は5条で上がってきたから本人さんに電話で先日確認を取ったのですが、「前は〇〇〇〇さんじゃないほかの人だったか」と聞いたら「同じ〇〇〇〇さんだ」ということで。本人に確認を取ったところ、「申請のとおりなのでいろいろお願いしたい」ということです。

それ以上、本人に会ったわけではなく、電話で確認したのですが。

僕の方からは以上です。

議長 今、〇〇委員の方からも補足説明がありました。この件に関して何か質疑・質問ある方、挙手願います。

事務局 先ほどの〇〇さんの説明に加えて、補足なのですが。

農用地区域にここが含まれていたその転用ができないというふうになってたんですけども、県に対して農用地の除外申請をしたので、農用地から今回除外された。それで転用ができるようになったということです。

〇〇委員 これは塩を取るのに、前の所はパイプか何かを奥へ向いてやって取りよった？
そうしたのを今度は、そこへくみ上げたのをそのままトラックか何かで上持ってくる？

(会場内から「海岸から直接くみ上げている」などの説明・その他、やりとりあ

り)

〇〇委員 その農用地から前回は外れてるんですよね？それでまたこの農業委員会にかけないといけない？

事務局 その農用地を外したのは、つい最近なんですよ。県の方でその除外の手続きがされたので、今回、その申請を上げるようになったということで。

前回は農用地に入ってたので、その申請自体ができなかったということだと思います。

議 長 多分そのときにその農用地区域内だったもので、県の方の許可が出なかったと、そういうことだろうね。

事務局 そうです。

議 長 何か、ないですかね。

〇〇委員 ちょっと〇〇さんに会ってみようと思って行ったら奥さんしかおりませんでしたので、ちらっと奥さんに聞いたら、40年ほど前に県外から蜷川へ移住してきています。

今現在、〇〇もやっておられて、それから〇〇〇〇が後継者ができたので、後継者のことも一緒にやってくれるので規模拡大もしたいというような話をされてました。

それで、私もあんまり分からないけど、結構お塩がいいという評判で、同業をやりたいという話をされてました。私は心配される方ではないと思いますので、ご検討のほどお願いします。

議 長 そしたら、この人は塩専門で作っている人なんですか？

〇〇委員 はい。黒砂糖と塩とミョウガなどをして六次産業化に向けて取り組みたいという話を、奥さんはされていますので。〇〇〇〇さんの奥さんがね。

〇〇〇〇で試作品を作ったりして、そういう取り組みを今後はやっていきたいという話をされていました。皆さん、よろしくお願いします。

(会場内で、塩づくり体験などの発言あり)

議 長 何か、ほかにはないですかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

この5条許可申請につきまして承認をされます方、挙手願います。

挙手全員でございます。

議案第1号につきましては、承認をされました。

続きまして、議案第2号、非農地証明願が3件出ておりますが、非農地証明願の1番より、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 1ページをお願いします。

議案第2号、非農地証明願が3件出ております。

まず、番号1、願出人、〇〇〇〇さん。

願出地、黒潮町下田の口字トリコエ1033番1、畑151平米。

願出理由としまして、昭和25年ごろまで耕作していた。その後山林となり、3、4年前に県道バイパス工事で埋め立てを行ったとのこと。11ページからをご覧ください。

こちらが航空写真なんですが、航空写真が県道が通ってないものになっているのでちょっとイメージがわきにくいかもしれませんが、田の口から田野浦へ向かう県道の途中、消防屯所がある所の少し手前になります。手前にお墓が幾つかあるんですが、そこの墓参りに来た方に駐車場で止めていただけるようなスペースがあると思うんですが、そこの場所になります。

12ページがゼンリンの地図となっております。

続きまして、13ページが拡大の航空写真です。これが、登記上151平米とあるんですが実測は、ちょっと県道工事の際に県が実測した数値では750ぐらいはあったということで、だいぶ広い土地となっております。

続きまして、14ページが公図となっております。

続きまして、15ページが現況写真となっております。この右の方に見える建物が消防屯所です。

現況は、ご覧のとおり碎石が敷き詰められて、非農地化しているという状況のようです。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方より説明がありましたが、担当委員さんの方で補足説明あればお願いします。

〇〇委員 これはもう、現在は埋め立ててしまってこの15ページのとおりで、墓へ行く駐

車場みたいな感じで今使用して、畑としてはもう機能できないと。
それだけです。

議長　ここは私もいつも通ってますのでよく分かりますが、ほとんどもうこの墓へ行くための駐車場的なもの、消防の人らがたまに止めたりそういう場所で、畑としてはなかなか現在はできないという状況になっています。
何か、この件につきまして質疑・質問ありませんかね。ないですかね。
（質疑等なし）
ないようでしたら、承認を受けたいと思います。
非農地証明願の1番につきまして承認されます方は挙手願います。
挙手全員です。
1番につきましては、承認をされました。
続きまして、非農地証明願の2番、お願いします。

事務局　また1ページをお願いします。
非農地証明願、番号2、〇〇〇〇さん。
願出地としまして、黒潮町入野字松尾谷5164番1、畑356平米。
願出理由としまして、40年以上前に宅地開発し、造成を行った場所である。もともと宅地用として整備された土地であるため地盤が固く農機具等による耕作ができないので、開発以降40年以上耕作を行っていないとのことです。
16ページからをご覧ください。
航空写真になっております。願出地が、錦野団地の中で中澤団地に入る部分となります。続きまして、17ページがゼンリンの地図となっています。
同じく、18ページが拡大の航空写真となっています。これ、町道が伸びて、入ってきて空き地になっている場所です。
19ページが公図となっています。ここですが、ご覧のとおり、その町道から来て宅地となっている場所があって、その裏手に畑となっているんですが、もともとここが宅地として整備されたんじゃないかということで申請が上がってきております。
続きまして、20ページが現況写真となっています。
こちらですが、先ほども申し上げたように、40年以上前に宅地開発した際に造成が行われた場所で、登記簿上農地となっておりますがもともと宅地として整備された土地であり、山を掘削などして整備しているために地盤が固いとのことです。
そういったことで果樹などが植えられているんですが、しっかりした肥培管理は行われていないと。今後、農地を利用していく上で条件的に厳しいと考え、非農地証明願をお願いしたいとのことです。
事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方より説明がありました。担当委員さんの方で何か補足があれば。

酒井委員 先日、〇〇〇〇さんのだんなさんに会って話をしてきました。

それで、18 ページを見ていただいたら現況写真になるんですが、この赤線で囲んだ中で3分の2ぐらいちょっと色が薄いところがあって、左側の方が花卉（かき）が植わっている所です。それから、右の3分の1ぐらいに黒いこんな木が植わってるようなのが4本ほど見えると思うんですが、これが柑橘が植わってました。

それで、今の申請理由のところ、40年以上前に何とか、耕作もしてないとか何とか書いてますが、この耕作してないというのは、普通は畑といったら野菜を作ったりして耕してするというイメージが申請者のところではあったみたいですが、実際は花卉（かき）を植えていろいろやっておったわけです。

花卉（かき）の所は、条件としては日当たりはまあまあいいんですが、その柑橘が植わってる所の方は、20 ページですか、大きなスギの木があって日陰になるような所で、条件は悪くてミカンもまともに生育してないような状態でした。

花卉（かき）の方はやっぱり、ぱっと見たところは管理されてるような感じがすると思うんですが、本人によりますと、放っておくとすぐに草が生えてきて近所にも迷惑になってはいけないというので、大きな草だけは刈ってるんだけど、その表面の所はリュウノヒゲとかチャグサとか、雑草に覆われているという所です。

それで、肥培管理、消毒したりせん定したり、そんなのはもう何年もできてないと。収穫も、毎年毎年なったか思ったら、消毒もしないしあれなんでカメムシにやられたり、それから野鳥に食べられたりして、収穫も全然できてないような状態ということで、もうほぼ放任栽培のような状態です。

もうこれ以上歳も取ってきてあれなんで、なかなか管理するのもできないということで、非農地願をどうぞよろしく願いますという話でございました。

以上です。何とか、どうぞよろしく願います。

議 長 今、〇〇委員の方からの詳しい説明がありましたが。何か、この件につきまして質疑・質問ある方、挙手願います。これは宅地造成したところで、もう宅地申請ということにはなってるんですね？

〇〇委員 団地そのものは法務局がやって、地図困難地域といいますかね、あれでちょっと整理をしたことあるみたいだけど、造ったところもう会社が倒産してなくなってるような状態だし、この地図の東側はそういうふうな格好で開発されたところみたいです。

議 長 この隣が、黒潮町という名義で山林ということになっている。

〇〇委員 大体、錦野団地というか、その斜面がほぼ町の名義に、のり面が。
(会場から、「のり面は大部分が町の所有」などの発言あり)

議 長 現況は、今の農地ということになってるよね。

〇〇委員 登記できてないので、昔の基準のままで残ってるような格好だと思います。

議 長 何か、ないですかね。いいですかね。

(質疑等なし)

それでは、非農地証明願の2番につきまして承認を受けたいと思います。

2番につきまして承認をされます方、挙手願います。

挙手全員です。

2番につきましても、承認をされました。

続きまして、非農地証明願の3番を、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 また1ページをお願いします。

非農地証明願、番号3、願出人、〇〇〇〇さん。

願出地としまして、黒潮町市野瀬658番5、畑113平米。願出理由としまして、急傾斜を開拓した農地であり、降水量が多く、耕作土地が流失することで土地が痩せているほか、斜面が崩れて石が散在するなどの事象がたびたび発生している。昨年夏に同様の事象が発生し、それ以降、耕作が行えていない。復旧しても、繰り返し再発が想定され、継続的な利用が難しい、とのこと。

21ページからをご覧ください。

こちらが航空写真となっております。場所が、市野瀬のそのトンネルの手前、カーブの手前の所で、市野瀬の集落を降りていった所です。

願出地のすぐ左側が、申請者のご自宅となっております。

引き続き、22ページがゼンリンの地図となっております。

続きまして、23ページが拡大の航空写真となっております。こちらの願出地のすぐそばの建物、これが願出人のご自宅となっております。

続きまして、24ページが公図となっております。

続きまして25ページ、こちらが現況写真となっております。

こちらですが、先ほども申し上げたとおり、急傾斜を開拓した農地であって降水量が多いと。それで、耕作土が流出することで土地が痩せているほか、斜面が崩れて石が散在する、といったことがたびたび起っていると。この夏に起こって、そ

れ以降、耕作が行えていないとのことです。

復旧しても繰り返し発生するので、継続的な利用が難しいため、非農地証明をお願いしたいということです。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方より説明がありました。担当委員さんの方で補足説明あればお願いします。

〇〇委員 今、事務局の説明があったとおりです。25 ページの現況写真を見ていただいたら分かると思いますけれども、この青い屋根の部分が申請者の自宅のと、向こうが母屋ですか。この大きなカヤとか石とか、そういうものがありまして畑として作るの。手前の方にちょっと野菜が見えてますけれども、大部分がこの状況です。よろしくお願いします。

議 長 今、〇〇委員の方からも説明がありましたが、畑としてはなかなか作り難いというようなことですが。

何か、この件につきまして質疑・質問ある方、挙手願います。

〇〇委員 以前に、この近くだったか墓か何かを立てたと出ていたのでは？

〇〇委員 その墓というのは、隣接地ですね。

今回の〇〇〇〇さんというのはもう 88 歳で、だから近くへということやと思うけど。もう山の上の墓地には行けないという話はしました。

(会場内でやりとりあり)

議 長 問題ないというようなことですが、何かないですかね。

〇〇委員 この場所、私の勘違いかも分らんけど、これ出てくるの 2 回目じゃない？前に出ていたろう？

議 長 何の議案で？非農地で？

〇〇委員 何かで出ていて、それで並行してやっていたけど登記ができなかったと思うけど。先祖が、その兄弟さんがどこ行ったか分からなくてどうしようもないから、それからほったらかしたという感じになってると思うが。それで、それから何年かたって今の現状で、それだったら非農地にするということで。

〇〇委員 転用で前に出ていたのではないかと思うけど、今言ったように、相続人が全員ハンコをもらわないと転用の場合は県の方がいかんというような状況で。行方不明か何かで、分からない人がいるという。だから、前はそういうふうになってたけど、それこそ去年の台風とか大雨の時期にまた斜面が崩れてきたと。ちょっと聞いた話では。もう再々繰り返すから、田んぼとして復元できないというふうな。さっき言ったように高齢の方なので、だから農地としてはどうしてもできないからというふうな格好で出てきてるということです。

議 長 この写真を見る限りでは、もうなかなかできませんね。それで、また崩れるということになると。

〇〇委員 それと、この上の国道ののり面になるかと思うんですけど、国道からの水が多分こっち向いてかなり下りてきているのではないかと。

議 長 この上に上がるこの道は、片坂の道よね。

事務局 そうです。

議 長 こう配がきついから、これはかなり水の量もあるんでしょうね。いいですかね。ほかに何か、ないですかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

この非農地証明願の3番につきまして承認をされます方は挙手願います。

挙手全員です。

非農地証明願の3番につきましても、承認をされました。

続きまして、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 今日お配りしました議案の第3号の冊子をご覧ください。

農用地利用集積計画についてご説明をいたします。

まず、整理番号3-124(大方3-95)、貸付人、〇〇〇〇さん。

借受人、〇〇〇〇となっております。

期間としましては、令和4年2月8日から令和14年2月7日までとなっております。

こちらは 3-124 から 3 ページまで、全て同じ方へ中間管理で貸し付けを行いますので、期間などが全て同じとなっています。

貸付人は、〇〇〇〇さんとなっております。なので、順番にこちらの貸付人からできる限り省略して説明をさせていただきます。

3-125 (大方 3-96)、〇〇〇〇さん。

3-126 (大方 3-97)、〇〇〇〇さん。

3-127 (大方 3-98)、〇〇〇〇さん。

3-128 (大方 3-99)、〇〇〇〇さん。

3-129 (大方 3-100)、〇〇〇〇さん。

3-130 (大方 3-101)、〇〇〇〇さん。

3-131 (大方 3-102)、〇〇〇〇さん。

3-132 (大方 3-103)、〇〇〇〇さん。

続きまして、3-133 (大方 3-104)、〇〇〇〇さん。

3-134 (大方 3-105)、〇〇〇〇さん。

3-135 (大方 3-107)、〇〇〇〇さん。

3-136 (大方 3-108)、〇〇〇〇さん。

3-137 (大方 3-109)、〇〇〇〇さん。

3-136 (大方 3-110)、〇〇〇〇さん。

3-137 (大方 3-111)、〇〇〇〇さん。

3-138 (大方 3-112)、〇〇〇〇さん。

3-139 (大方 3-113)、〇〇〇〇さん。

3-140 (大方 3-114)、〇〇〇〇さん。

3-141 (大方 3-115)、〇〇〇〇さん。

3-142 (大方 3-116)、〇〇〇〇さん。

3-143 (大方 3-117)、〇〇〇〇さん。

3-144 (大方 3-118)、〇〇〇〇さん。

3-145 (大方 3-119)、〇〇〇〇さん。

以上となっております。

上記、3-124 (大方 3-95) から 3-145 (大方 3-119) は、個人と〇〇〇〇とで利用権設定後、〇〇〇〇と利用権を設定します。

続きまして、4 ページをお願いします。

3-146 (大方 3-120)、貸付人、〇〇〇〇さん。

借受人、〇〇〇〇。

設定機関としまして、令和 4 年 2 月 4 日から令和 7 年 2 月 3 日までとなっております。

こちらは、個人と〇〇〇〇とで利用権設定後、〇〇〇〇さんと利用権を設定しま

す。

続きまして、5ページをお願いします。

こちらは、3-147（大方3-121）、〇〇〇〇さん。

借受人、〇〇〇〇。

設定機関としまして、令和4年1月7日から令和13年12月23日までとなっております。

こちらは、〇〇〇〇と利用権の設定後、〇〇〇〇さんと利用権を設定します。

続きまして、6ページをお願いします。

こちらは相対で、当事者間の契約となる分です。

まず、3-148（大方3-122）、〇〇〇〇さん。

借受人、〇〇〇〇さん。

設定機関、令和4年2月4日から令和9年2月3日までとなっております。

続きまして、3-149（大方3-123）、〇〇〇〇さん。

借受人、〇〇〇〇さん。

設定機関が、令和4年2月4日から令和4年12月31日までとなっております。

続きまして、3-150（大方3-124）、貸付人、〇〇〇〇さん。

借受人、〇〇〇〇さん。

設定機関、令和4年2月4日から令和6年1月31日までとなっております。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方より説明がありました。

何か、この利用権の設定につきまして質問のある方はお願いします。

この最後の端のがやけど、1年間いう期間になってるけど、これはもう1年で契約終了？12月の31日までとなっているけど。

玉ねぎ・小松菜となっているけど、たった1年の契約？

事務局 これは申込書に令和4年の12月31日までと書かれているんですが、期間がは5年間と書かれてるので、恐らくこの令和4年が書き間違いだと思われます。すみません。

議 長 そしたら、令和9年になるわけやね。

事務局 そうですね。

議 長 この田野浦・出口のものはほとんど再設定だから、問題ないと思うけど。

事務局 そうですね。ほとんどが再設定です。

議長 何か質問はありませんかね。

〇〇〇〇とか、田野浦・出口のものにつきましては再設定ということですが、それ以降は新規となっておりますが、最後の 6 ページだけ個人個人ということですが。個人対個人の対策と。

これも一つは再設定よね。コメを作るのは。

事務局 これもそうです。再設定になりますね。

5 ページの分も中間管理となっておりますが、もともと相対の契約から中間管理への切り替えになるので、実質一緒。

議長 切り替えだから、実質は再設定よね。

事務局 再設定ですね。

議長 ほとんど問題ないと思うけど。

何かないですかね。いいですかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

この議案第 3 号の利用権の設定につきまして承認をされます方は挙手願います。挙手全員です。

議案第 3 号につきましては、承認をされました。

続きまして、議案第 4 号、高知県農業振興地域整備基本方針の変更について、事務局より説明をお願いします。

事務局 先に議案書と一緒に郵送でお送りした、「議案第 4 号」と書かれた文書をお願いします。こちらが、高知県農業振興地域整備基本方針の変更について書かれたものです。まず、そのメインとなってくるのがこちらの縦に印刷している冊子、こちらが整備方針の本体になるんですけども、まずこれが農業振興地域の整備に関する法律に基づく国の農用地等の確保等に関する基本指針、これが少し変更したようです。

この変更を受けて、県が定める農業振興地域整備基本方針を令和 3 年度中、今年度中に変更する予定です。その変更に際して、県から意見照会があったものです。

これはもう県下全ての市町村に対して意見照会を依頼している、ということのようです。

今回の変更の肝となる部分は、この冊子をめくって 2 枚目の裏にありますその下の方、大きい 2 番、「基本方針変更の趣旨」と書かれたものがあると思います。

こちらをちょっと読み上げさせていただきます。

国は、令和 2 年 3 月に閣議決定された新たな「食料・農業・農村基本計画」において、令和 12 年時点で確保される農地面積を 397 万 ha と見通したところです。

今回の基本方針の変更は、基本計画における農地面積の見通し等を踏まえ、基本指針における確保すべき農用地等の面積の目標等の内容が変更されたことに伴い、本県における確保すべき農用地等の面積の目標について変更するもので、令和 2 年 3 月に策定した第 4 期「高知県産業振興計画」とも整合性を取り、見直しを行いました。

また、本県においては、過疎化・高齢化の進行に伴う農業の担い手の減少や、農業以外の土地利用の需要などによって、農業を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、農地確保に向けて今後より一層の取り組みが求められていますので、県・市町村、農業者および関係農業団体等が取り組むべき方向性を示しました。とのことです。

ということで、黒潮町としましては、今度は横版印刷のこの新旧対照表を見てください。

これの 12 ページという所があります。ちょっとページの番号が小さくなっていますが、12 ページ、分かりますかね。

ここ 12 ページに、左側が変更後、右側が変更前ということで載っています。

黒潮町の農業振興地域の総面積が、右側の現状が 1 万 2,925ha で、下の農用地面積が 1,324ha とあります。農業振興地域というのが文字通りその農業を振興していきたいということで、かなり広い部分が入っております。

下の農用地面積というのが、先の本日の 5 条許可申請の際にもお話があったように、その農用地区域という農業の重点取り組みが求められる地区がありまして、そういうのが農用地となっています。転用の制限がかかったりする場所となります。

この上下の面積を左側の面積に若干の下方修正をするというのが、今回の変更となります。

なかなか、現状が右側の面積なので、今後、先ほどの趣旨にあったように、なかなか農地の維持が厳しくなることがあり得るということで、この左側、変更後の面積をちょっと通持していきたいということが、今回の指針で示されたということになります。

黒潮町としてはこの変更なんですが、各市町村が全てこういった修正がされているので、それに対して意見照会がかかっているものです。

議長 この大きく変更したところは、この面積の変更？

事務局 面積です、今回の趣旨は。

議 長 だそうですが、何か質問ありませんか。若干減っているということよね。

事務局 そうですね。なかなか、今後、担い手の減少などで農地の維持が困難になってくるだろうと。

議 長 まあ、増えることはないわね。もう減る一方よね。まあ、国とか県の指針がもう、大体担い手とかも少なくなってくるから、面積を下方修正ということで決まってることだから、もう我々がどうこう言ってもこれはもういかんと思うけど。

〇〇委員 下方修正というよりは、多分これ現状の今の面積に修正したというふうな。
今はこれたくさんあってこれにしますじゃなくて、見直したら今の面積はこれやったというふうな格好での修正やと思います。

事務局 いえ、現状は右側です。右側が現状です。なので、今後、減少が予想されるという。けど、これの基準を維持しようということなのかなと思ってます。右が実績値です。

(その他、会場内でやりとりあり)

〇〇委員 ちょっといいですか。相当に面積が減るということはどういうことだろう？

事務局 これ、農業振興地域なんですよ。町の。

議 長 農用地面積と書いてるね。

(面積・区域についての説明等あり)

もうこの基本方針でいくということですけど、いいですかね。

これは承認が要る？

事務局 一応、意見なしということで。

議 長 異議なしということで、承認を受けたいと思います。

承認されます方、挙手願います。

全員挙手です。承認をされました。

それでは、いったん記録を止めたいと思います。

事務局 事務局より下記について報告説明。

1. 食育活動の実施報告（佐賀小学校・伊与喜小学校・拳ノ川小学校）
2. 農業委員・農地利用最適化推進委員の改選について

（午後 3 時 05 分終了）